

評価方法について

1 評価方法

次に定める評価項目について、企画提案書の書類審査により評価を行う。

(1) 評価項目

評価区分	評価項目	評価の着眼点
取組姿勢	①目的等の理解度	本業務の目的を理解し、本市の方向性と合致した提案であるか
	②付加価値の創出	市民・事業者の行動変容促進に向けて、付加価値を生み出す提案となっているか
企画提案内容	③ターゲット・ペルソナ	ターゲット・ペルソナ設定の方向性が具体的に示されているか
	④行動変容を促進させるための広報等のアイデア・手法等	情報発信について、創意工夫を凝らした魅力的な提案が示されているか
	⑤行動変容を促進させるためのインセンティブ付与	行動変容を促進させる、創意工夫を凝らした魅力的な提案が示されているか
	⑥インセンティブの提供方法	市民への提供方法について、創意工夫を凝らした魅力的な提案が示されているか
将来的な実施方法	⑦行動変容促進するための戦略立案	取組結果を踏まえた上で、市民・事業者の行動変容をどのように展開するか等について、魅力的な提案が示されているか
実施体制	⑧人員配置	本業務の遂行にあたり専門的な知見等を有しており、安定かつ確実に業務を遂行できる人員配置となっているか
経験・ノウハウ	⑨経験やノウハウ	実施にあたって、十分な経験（事業者との調整等）やノウハウを有しているか。
見積	⑩提案内容と見積書の整合性	提案内容と見積額とのバランスは取れているか

(2) 評価の着眼点及び配点

評価の着眼点については（１）に記載のとおり。

評価項目ごとに５点満点とし、絶対評価による客観的採点を行う。

（優秀：５点、良好：４点、普通：３点、やや劣る：２点、劣る：１点）

2 順位の決定方法

事務局は、出席委員の「企画提案評価シート」（様式）を集計し、合計点を評価委員会に示し、評価委員会が順位を決定する。

基準点を満点の６割以上とし、基準点を超えた業者について適正と判断する。

なお、同点の企画提案が複数あった場合には、委員の協議により順位を決定する。